

一般購買約款

契約:本購買約款(以下「本約款」という。)は、インターネットウェブサイトへの参照、通知、電子的又は書面による伝達を問わず、製品又はサービスの購入において、不可欠かつ拘束力のある一部を構成する。本約款と注文書は契約(以下「契約」という。)を構成し、当該購入はその条件に従うことを条件とし、かつその条件に限定される。注文書に従って履行すること、又は注文書の受領確認を行うことにより、供給者は書面で承諾した場合と同様に本約款に完全に同意するものとみなされる。注文書において明示的に採用された場合を除き、買主は、供給者がいかなる時点においても提示する追加的又は矛盾する条件(その重要性を問わず)を拒否し、本約款はそれらを明示的に排除する。買主が製品又はサービスに対する承諾を行ったか否かは問わない。注文書における供給者の見積り、提案書、又は申し出の言及は、本約款と矛盾せず又は抵触しない見積り、提案書、又は申し出の部分のみを採用したものとみなされる。

以下の購買条件は各注文書に適用されるものとする。

1. 定義:

- 1.1. 「関連会社」とは、契約当事者のいずれかにより直接又は間接的に支配され、支配し、又は共通の支配下にある法人、会社、事業体を指す。また、買主に関しては、買主が議決権株式又は発行済み払込済み株式資本の25%超を所有する法人、会社、事業体を指す。「支配」とは、議決権株式又は発行済み払込済み株式資本の50%超を所有すること、又は取締役の過半数を任命又は選任する権限を有することを意味する。
- 1.2. 「適用法令」とは、(i) 供給者が事業を行う全ての場所で供給者に適用される法律及び規制、(ii) 当該注文書に基づき提供される製品又はサービスに適用される法律及び規制(納品場所及びサービスが実施される全ての場所で適用される法律及び規制を含むがこれらに限定されない)、又は(iii) 契約を規律する法律により要求される法律及び規制を意味する。
- 1.3. 「納品」とは、サービスの履行及び/又は製品の引渡しをいう。具体的には、(i) 注文書に基づき、契約に準拠し、瑕疵又は損傷のない状態で、当該注文書に記載された国際商業会議所(ICC)のインコタームズ 2010(「インコタームズ」)の条件に従い、注文書に記載された目的地へ製品を納品すること。(ii) 注文書で要求される全ての書類(適切に作成された船荷証券、通関に必要な書類、納品書、検収書、及び規格適合証明書を含むがこれらに限定されない)を、各書類に適用される注文書番号及び買主が提供した場合の買主の材料記号番号又はコード番号を明記して交付すること。
- 1.4. 「注文書」とは、買主が供給者に発行し交付する文書を意味し、購入する製品又はサービス(技術的詳細、仕様書又は設計図を含む)、価格、数量、引渡時期及び場所、製品の引渡に適用されるインコタームズ、支払条件、並びに当該製品又はサービスに固有のその他の技術的・商業的条件等を規定する。注文書において特に除外されていない限り、当該製品又はサービスに関する注文書は、契約に定める基準及び適用法令に含まれるその他全ての義務基準に従い、注文書に基づく履行に必要な全てのサービス、

製品、ライセンス、許可及び承認を、追加費用又は経費なしに含むものとみなされる。

- 1.5. 「製品」とは、注文書に明記された、供給者が製造又は合法的に流通させる物品を意味する。当該製品には、買主が提供した仕様に基づき製造又は生産された物品、買主が開発した設計文書又は供給者が買主専用開発した設計文書に基づく物品(以下「特別注文製品」という。)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6. 「サービス」とは、注文書に規定され、供給者が履行すべき作業を意味する。

2. 注文書に基づく履行

- 2.1. **供給者の履行。**注文書の承諾は、供給者が買主の要求事項及びその施設(該当する場合)並びに注文書の履行に関連すると供給者が判断するその他全ての情報を検討した、又は検討する機会があったことを取消不能形で確認するものであり、供給者はここに不適合を主張する権利を一切放棄する。
- 2.2. **納品。**書面による別段の合意がない限り、供給者は注文書の指示する時期及び方法に従い製品を納品し、サービスを履行するものとする。かかる納品及び履行に関しては、納期は契約の重要な条件とする。製品に関連マニュアルがある場合、供給者は当該マニュアルのハードコピーを少なくとも2部、及び印刷可能な媒体によるコピーを1部、買主に納品するものとする。買主は当該コピーを用いてマニュアルの追加複製を作成できる。
- 2.3. **梱包:**全ての製品は、注文書に記載された買主の指示に従って梱包される。注文書に梱包に関する指示が含まれていない場合、全ての品目は、買主の施設に損傷のない状態で到着することを保証するため、入手可能な最良の梱包資材及び方法に従って梱包される。供給者は、注文書に基づき出荷された製品に関する排出、流出その他の環境事故(清掃費用を含む)について、買主に引渡されるまでの間、一切の責任を負う。注文書に明示的に記載されていない限り、梱包費用は注文書に定義された費用に含まれる。
- 2.4. **下請け及び委託の禁止:**供給者は、買主からの事前の書面による承認なしに、下請け業者(供給者の関連会社を含む)にサービスの提供を委託したり、特別注文製品用の部品を下位供給者(供給者の関連会社を含む)から購入したりしてはならない。
- 2.5. **不適合出荷:**供給者は注文書に明記された数量のみを納入するものとする。超過数量の製品については、買主は供給者の費用及び危険負担において返品するか、注文書に明記された単価で供給者から購入することができる。重量で発注された製品の実際の納入数量は、買主が納入時に製品を計量した場合、買主が決定するものとする。計量がない場合、明らかな誤りがなければ、供給者の請求書記載重量が優先する。納入数量に不足が生じた場合、買主は納入数量を受け入れるか、当該不足を契約違反とみなすかを選択できる。その他の救済措置に加え、買主は納入品を拒否し、

供給者の費用負担で返品することができる。買主が納入数量を受け入れた場合、不足分を供給者の費用と損失リスクで可能な限り速やかに買主へ発送するよう要求することもできる。

- 2.6. **所有権及び危険負担**: 製品又はサービスから生じる作業成果物(以下「作業成果物」という。)の所有権は、次のいずれか早い時点で買主に移転する:(i) 製品の引渡し又はサービスの履行時、又は(ii) 買主による注文書に基づく支払時。ただし、供給者は以下の事項に関する全てのリスクを負う:(a) 注文書に定めるインコタームズに基づく製品に関するリスク、及び(b) 注文書に基づく承諾までの作業成果物に関する危険。

2.7. **検査、保管及び試験**

2.7.1. 買主は、製品又は作業成果物を検査又は検証する義務を負わない。買主が製品又は作業成果物の検査又は検証を怠った場合でも、契約又は適用法令に基づき定められた供給者の義務、保証又は責任を免除するものではない。製品又は作業成果物の検査、サンプリング、試験、若しくは製品又は作業成果物の使用は、供給者の義務を免除せず、また契約又は適用法令に基づく供給者の保証、義務、責任、若しくは供給者が買主に対して行った、又は供給者が公に提供した追加保証を損なうものではない。

2.7.2. 買主が製品又は作業成果物を検査、試験、サンプリング又はテストすることを選択した場合、買主は当該製品の設置及び使用開始時、又はサービスの完了時に、製品、作業成果物及びその動作を検査、サンプリング又はテストする権利を有する。買主は、当該検査で発見された瑕疵について、その後合理的な期間内に供給者に通知することができるが、その義務を負わない。供給者は、買主が当該検査を実施するために合理的に要求するすべての情報を提供しなければならない。

3. **法令・規制及び買主の指示への遵守**

3.1. **免許及び許可**: 供給者は、注文書の履行に関連する期間に通じて、危険物の保有、保管、使用、輸入及び輸出に関する許可を含むがこれに限定されない、必要な全ての免許、許可及び承認を有効に保持し維持しなければならない。買主の要求に応じて、供給者は速やかに当該免許、許可又は承認の写しを買主に交付するものとする。さらに、買主の要求に応じて、供給者は、供給者の正式な権限を有する役員が署名した証明書を買主に提出しなければならない。当該証明書は、適用法令への遵守を証明するものである。

3.2. **関税規制の遵守**: 買主の要請に応じて、供給者は関連する注文書受領してから 3 週間以内に、製品の輸出入に必要な全ての書類及び情報を買主に提出する。これにより必要な輸出入許可証の取得遅延を回避する。原産地証明書又は同等の書類は、関連製品の納品時に買主に交付される。

3.3. **適用法令の遵守、安全、セキュリティ、環境保護及び買主の倫理規定**

3.3.1. 製品の生産・供給又はサービスの提供において、供給者は安全、

保安、環境保護を含むがこれらに限定されない、全ての適用法令を遵守しなければならない。

- 3.3.2. 上記を損なうことなく、供給者が米国に所在する場合には、適用される範囲において、供給者は製品及びサービスが、連邦法、州法、地方自治体の法令、規則、規制、大統領令(労働省及び環境保護庁が発行する規制及び要件、改正された大統領令 11246 号の要件、大統領令 13496 号を含むがこれらに限定されない)を含む全ての適用法令に準拠することを表明する。41 CFR 第 60-1.4(a)(7)条、第 60-300.5(a)条、第 60-741.5(a)条、及び 29 CFR 第 471 部、付属書 A のサブパート A。加えて、該当する場合、供給者は 41 CFR § 60-300.5(a)及び 60-741.5(a)の要件を遵守しなければならない(これらの規制は、保護対象退役軍人又は障害を理由とした適格者に対する差別を禁止し、対象となる元請業者及び下請業者に対し、適格な保護対象退役軍人及び障害者を雇用し、雇用において昇進させるための積極的措置を要求する)。
- 3.3.3. 供給者は、自ら並びに自社の役員、従業員、及び供給者に代わって業務を行う者に対し、以下のウェブサイトに掲載されている買主の倫理規定を遵守するものとし、また遵守させるものとする:

<http://www.icl-group.com/icls-code-of-ethics-in-multiple-languages/>

供給者は、(a) 契約に基づき提供される製品又はサービスに適用される贈賄防止、腐敗防止、及び資金洗浄防止に関する法令を自ら違反せず、またその関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、代表者、又は許可された下請業者による違反を許さないことを表明し保証する。

- 3.4. **コンプライアンスに関する協力:** 供給者は、適用法令及び規制、あるいは倫理規定の違反、侵害、又は不履行の可能性に関連して、買主又は買主に代わって行われる評価、調査、又は同様の照会に協力することに同意する。これには、当該照会に関連する質問、調査、又は文書要求に対する詳細な回答の提供も含まれる。
- 3.5. **取引の制限:** 供給者は、自身、その関連会社、及びそれぞれの従業員、役員、取締役について、アメリカ合衆国、欧州連合の加盟国、又は注文書が納入される場所若しくはサービスが実施される場所を含むがこれらに限定されない、いずれかの国が発行する制裁対象者リストに掲載されていないことを、買主及びその関連会社に対して表明し、保証する。供給者は、自らが、その関連会社、又はそれらの従業員、役員、取締役のいずれかが当該リストに掲載された場合、直ちに書面で買主及びその関連会社に通知するものとする。

4. 納品及び履行の遅延

- 4.1. **履行不能又は遅延の通知:** 供給者が、不可抗力を含むがこれに限られ

ない理由により製品の納品又はサービスの履行に遅延が生じる可能性がある」と判断した場合、又は当該注文書に基づくその他の義務を履行できない可能性がある」と判断した場合、供給者は当該事情を認識した時点で速やかに買主に書面で通知しなければならない。当該書面通知には、遅延又は不履行に関する全ての関連情報及び詳細事項(当該遅延又は義務履行不能の期間に関する合理的な見込みを含む)を記載しなければならない。当該通知は、契約に基づく供給者の義務、保証又は責任を免除するものではない。

- 4.2. **遅延の結果:** 製品の納品又はサービスの履行における遅延(不可抗力による場合を除く)が5日を超えて継続する場合、契約の重大な違反とみなされる。買主が下記第4.3項に従い当該遅延を受け入れる意思がある場合、供給者は、当事者間で書面により合意した時期に当該納品又はサービスを提供するものとする。当該合意が成立しない場合には、当初の納品又は履行期日から20日以内にこれを行う。供給者が当該延長された期日にも遵守しない場合も、契約の重大な違反となる。いずれかの重大な契約違反が発生した場合であっても、かつ契約又は適用法令に基づき買主が有するその他の救済手段を制限することなく、供給者は買主に対し以下の金額を支払うものとする:(i) 買主が代替品又は代替サービスを他から調達するために支払う必要が生じた費用又は価格上昇分(輸送費を含む)に相当する金額、及び(ii) 当該調達に関連する一切の費用及び経費。
- 4.3. **納期又は履行の遅延に対する割引:** 供給者が、注文書に定められた納期又は履行完了日から5日以内に、注文書に基づく全製品の納入又は全サービスの履行を完了しない場合(不可抗力による場合を除く)、買主は、当該遅延を容認する権利を有するが、その義務を負わない。また、当該遅延が生じた週ごとに、未納入数量又は未履行サービスの価格を、合意された単価又はサービス単価の1%に相当する金額を減額する権利を有する。ただし、減額の上限は5%とする。本項に基づく買主の選択は、第4.2項に基づく供給者の契約違反が是正されたものとみなされる。

5. 不可抗力、注文書変更、取消及び製品の返還

5.1. **不可抗力:** いずれの当事者も、当該当事者の合理的な支配を超え、かつ相当の注意をもってしても回避できなかった事由(洪水、暴風その他の天災、政府機関の命令又は行為[国内外を問わず、その有効性を問わない]、労働争議、その他当該当事者の合理的な支配を超える同種又は異種の事由を含むが、これらに限らない。)(以下「不可抗力」という。))により生じた損失又は損害について、相手方に対し責任を負わない。不可抗力の影響を受けた当事者の義務は、当該不可抗力が継続する期間、停止される。ただし、当該当事者は、商業的に合理的な努力を尽くして、可能な限り速やかに注文書の履行を再開するものとする。最も、当該努力には労働争議の解決を含まないものとする。なお、供給者による義務の履行又は不履行との関係では、世界的規模の感染症は、供給者が拘束力のある法令又は権限ある当局の命令により当該義務を履行できない場合を除き、不可抗力とみなされないものとする。

- 5.2. **不可抗力発生時の買主の権利:** 買主の選択により、不可抗力(買主に影響を及ぼす世界的流行病を含む)の影響を受けた製品の数量は、買主が購入した総数量から控除される。 供給者は、上記いずれかの原因による供給不足期間中、実際の生産量を内部需要と契約顧客に配分するにあたり、買主が当該不可抗力発生前と同等以上の割合で配分を受ける結果となるよう配分する。供給者の履行が不可抗力により 14 暦日を超えて停止した場合、買主は自らの選択により、供給者への書面による通知をもって直ちに契約を解除することができる。
- 5.3. **注文書変更:** 買主は、製品又はサービスに関する注文書の変更を、いつでも書面で供給者に通知できる。供給者は、買主が変更を実施する前に書面で合意した条件、又は本約款に定める同一の条件に基づき、買主により修正された注文書を速やかに履行するため、商業的に合理的な努力を払わなければならない。供給者は、買主の事前の書面による同意なしに、製品又はサービスに変更を加えてはならない。
- 5.4. **注文書の取消:** 買主は、いかなる理由でも、いつでも、未履行の注文書の全部又は一部を、供給者への合理的な事前通知により取消ことができ、供給者は速やかにこれに従わなければならない。かかる取消しにおける供給者の唯一の救済措置は、(i) 供給者が製品の生産において実際に負担した、再販又は他の目的に転用できない合理的な実費から、当該取消しにより供給者が当該取消しにより得た価値を差し引いた額、又は (ii) 買主による取消し前に買主の満足を得て履行されたサービスの合理的な価値に限定される。供給者は、当該費用を削減するため、製品に対する代替買主の確保を含む商業的に合理的な努力を払わなければならない。
- 5.5. **即時解除:** 上記を損なうことなく、以下のいずれかの事由が生じた場合、買主は供給者への通知をもって直ちに注文書を解除でき、供給者は当該解除に基づくいかなる支払い又は救済を受ける権利を有しない:
- 5.5.1. 供給者が注文書、又は供給者と買主又は買主の関連会社との間のその他の契約・約束に違反した場合で、買主からの違反通知受領後 14 日以内(又は買主が合理的に設定するより長い期間)に是正されない場合。
- 5.5.2. 供給者が破産関連法令に基づく申請を提出した場合、破産又は支払不能と宣告された場合、任意又はその他の清算手続きを開始した場合、供給者の資産が管財、管理人の選任、信託管理、司法管理、又は債権者との和解の開始、あるいは債権者とのいかなる取り決めの成立、供給者の不動産又は銀行口座の没収、又は供給者の債務又は債権者に関連する類似の措置の取られ、若しくは被ること。
- 5.5.3. 供給者が注文書の履行に関連する事業活動又は重要な資産の全部又は一部を、事前の発注者の書面による同意を得ずに譲渡又は移転した場合。
- 5.5.4. 供給者の義務違反又は第 3 条に基づく義務の不履行

5.5.5. 第3条に基づく供給者の義務違反を構成する事実又は状況を理由とする訴訟、手続、法的又はその他の手続が供給者に対して開始された場合。

5.6. 注文書の期間満了、契約の終了その他いかなる理由による契約関係の終了の場合、又は契約期間中であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合には、買主は、何らの制限又は妨げを受けることなく、供給者の従業員又は下請業者(独立請負業者を含む)と直接連絡を取り、当該製品又はサービスの全部又は一部について直接発注又は履行を依頼することができるものとする。

(a) 注文書又は契約が終了した場合

(b) 契約に定める不可抗力事由が発生し、供給者が契約に定める製品又はサービスを提供できない場合

(c) 買主が、同種の製品又はサービスについて、他の場所での納入又は履行を目的として注文を行う場合

本項に基づき買主が供給者の従業員又は下請業者と直接契約し、当該者に対して製品又はサービスの対価を支払った場合であっても、供給者はこれに関していかなる請求又は異議も申し立てることができないものとする。

なお、買主が供給者の従業員又は下請業者と直接契約した場合であっても、供給者の契約に基づく責任は免除又は軽減されないものとする。

5.7. 本第5条の規定に基づき注文書が解除された場合、供給者は、契約又は適用される法令に基づき買主が有するその他の救済措置に加え、当該解除前に当該解除された注文書の対価として供給者が受領した全額を、買主が既に履行を受け入れたサービスに関する部分を除き、買主に返金する。

6. 価格、支払、税金及び請求書発行

6.1. **全額対価:** 書面による別段の合意がない限り、注文書に記載された価格は注文書の履行に対する全額の対価であり、買主は記載価格を超える金額を支払う義務を負わない。

6.2. **注文書記載品目の変更禁止:** 供給者は、注文書及び数量明細書・価格表に記載された品目を変更する権利を有しない。また、供給者が注文書及び数量明細書若しくは価格表に記載された品目に関して行った変更その他の行為は、買主の調達担当者が事前に書面で承認した場合を除き、一切有効とならず、買主に何らの義務も生じさせない。買主は、契約の規定に反して、又はその他の方法で、買主が本条項に反して供給者から請求された後に供給者に支払った金額を、対価から差し引く権利、及び/又は買主が供給者に支払うべき金額から相殺する権利を有する。

6.3. **請求書及び支払条件:** 供給者は、注文書番号及びその他の合意された参照情報を記載した請求書を用いて買主に請求するものとする。当該請求書には、発注された製品又はサービスが明確に記載されなければならない

い。全ての通関用インボイス及び原産地証明書(該当する場合)は、関連するインボイスに添付するものとする。買主は、これらの要件を満たさないインボイスを返却する権利を有し、供給者はこれらの要件を満たすインボイスを再発行するものとする。買主は、当該注文書に従って納入された製品及び履行されたサービスに対し、当事者間で合意され注文書に明記された価格を供給者に支払うものとする。

支払いは、銀行保証の提出(保証が必要な場合)を含むがこれに限定されない、契約に基づく供給者の義務が買主の満足のいく形で履行されたことを条件とする。支払条件は、注文書に記載された日数とし、買主が正しい税務請求書を受領した当該月の末日から起算する(以下「支払条件」という)。支払は、支払条件の期日に続く買主の月次支払日に、供給者へ振り込まれる。

注文書に別段の定めがない限り、供給者は納品又は履行が完了した月の翌月 10 日までに当該請求書を提出しなければならない。10 日以降に提出された請求書は、翌月 1 日に提出されたものとみなす。当該請求書が提出されるべきであった日から 6 か月以内に買主に提出されない場合、供給者は当該製品又はサービスに対する支払請求権を放棄したものとみなされる。買主が承認した支払又は請求書は、買主が請求された料金について異議を申し立てる権利、又は注文に基づく不満足な履行を主張する権利を制限するものではなく、買主による製品又はサービスの承諾と解釈されるものではない。

- 6.4. **税金**:適用法令により要求される、サービスの履行、製品の生産、納入又は販売にかかる全ての税金(関税を含む)は、供給者が支払うものとする。買主は、適用される法令に基づき買主が支払うことを要求される税金のみを負担する。
- 6.5. **源泉徴収及び控除**:買主は、適用法令により要求される、又は買主に対し留置権が発生する可能性のある税金その他の金額がある場合、契約に基づき供給者に支払うべき金額からこれを相殺するか、供給者に代わって支払うことができる。買主は、このように源泉徴収し支払った金額について、関連当局が発行した正式な納税証明書、証明書その他の適切な証拠を供給者に交付するものとする。

7. 保証及び救済

- 7.1. **保証**:適用法令に基づく買主のその他の権利を制限することなく、供給者は製品及びサービスが以下の各号に適合することを表明し保証する:
 - 7.1.1. (i) 注文書に添付された技術的・専門的仕様書、及び注文書締結又は発行後に書面で合意された当該注文書に適用される技術情報、
 - (ii) 買主が書面で承認した図面及び／又は作業範囲文書、並びに
 - (iii) 供給者のカタログ記載内容、公開されている技術情報及び標準仕様書に適合すること。ただし、当該注文書と矛盾又は抵触しない範囲に限る。

- 7.1.2. 最高品質で、商品性があり、供給者の最新モデルであり、注文書に別段の記載がない限り新品(再加工品又は再生品ではない)であること;
 - 7.1.3. 全ての正式な規格及び GEP(適正な技術慣行)規則に準拠し、製造時点において当該業界で知られている最高水準の技術及び製造基準を満たすものとし、材料又は製造上の欠陥若しくは不備を一切有しないものとする。
 - 7.1.4. 製品の製造又はサービスの履行は、資格ある人員によって行われ、瑕疵や不備がないものとする。
 - 7.1.5. 製品の製造又はサービスの履行を行う供給者及びその下請業者の専門スタッフ及び現場スタッフは、当該作業の種類において最高水準の資格、経験及び専門知識を有し、必要な全ての免許、証明書及び許可(必要に応じて労働許可を含むがこれに限定されない)を保持している者によって行われること。
 - 7.1.6. その意図された目的に適すること。
 - 7.1.7. 適用法令及び規制(適用される環境規制を含むがこれに限定されない)に基づき制定・公布された最高水準の健康、安全、品質基準を満たすこと。供給者が納入又は履行の場所で事業を行わない場合、買主は当該基準に基づく要件を、製品の技術仕様書又はその他の方法で供給者に通知するものとする。
 - 7.1.8. 買主に引き渡される製品は、一切の留置権、税金、第三者の権利及び／又は負担から解放された状態でなければならない。
 - 7.1.9. 製品又はサービス、又はそれらの意図された使用に関連する特許、著作権、意匠権、その他の知的財産権、営業秘密、又は 第三者のその他の知的財産権を侵害しないこと。
- 7.2. **欠陥又は不備に関する保証と救済措置:**適用される法令に基づく買主の権利を損なうことなく、以下のいずれか遅い時点までの期間内に:(i) 供給者の明示保証に基づく保証期間、(ii) 納品日から 12 か月後、又は(iii) サービスの完了日若しくは製品の設置が買主の満足のいく状態に達した日から 12 か月後、買主は、契約に基づく供給者の保証に違反する欠陥、不備、又は不適合を発見した場合、供給者に通知するものとする。買主は、以下の選択肢を有する:(i) 供給者が自己の費用負担で、当該製品を速やかに修理するか、サービスを再実施することを認める、又は (ii) 供給者が自己の費用負担で、当該製品を適合製品と交換するか、買主が書面による通知で設定した期間内にサービスを再実施することを認める、又は(iii) 当該製品を供給者の費用負担で返品するか、サービスの再履行を拒否する。供給者は、返品された製品又はサービスに対して買主が支払った金額(文書で証明された輸送費、適用される全ての税金、手数料、関税、その他関連費用及び付加利益を含む)を買主に返金する。供給者は、瑕疵のある製品又は不適合な製品若しくは作業成果物の供給に起因する一切の損害賠償及び請求について、買主が当該製品を承諾、使用、又は支払いを済ま

せているか否かを問わず、単独で責任を負う。

- 7.3. **保証期間の延長:** 本項に基づき修理又は交換された製品、あるいは再実施されたサービスは、第 7.2 項と同一の条件による保証が適用される。買主は自らの裁量により、供給者の費用負担で製品を修理するか、自ら又は第三者を通じてサービスを完了又は再実施することができる。供給者は、これに関連する費用を速やかに買主に償還し、契約上の保証を免除されない。本約款は、潜在的欠陥に関する買主の権利を制限するものではない。
- 7.4. **変更又は代替品の禁止:** 供給者は、いかなる製品の代替品又は同等品を納入してはならず、また、買主の事前の書面による同意なしに、製品の生産工程を実質的に変更してはならないものとする。これには、原材料、工程及び生産・製造又は梱包場所、設備の構造材料又は構成部品、品質管理及び分析方法、最終製品仕様又は梱包の変更が含まれる。供給者が第三者製造業者からの販売代理店である場合、上記は製造業者変更にも適用される。供給者は買主の事前の書面による同意なしに当該製造業者を変更してはならず、製造業者も本項に含まれる義務及び約束に拘束されることを確保する責任を負うものとする。
- 7.5. **製品割引:** 製品に欠陥、不足、又は不適合がある場合、買主は単独の裁量により当該製品を承諾し、注文書に記載された価格に対する割引を供給者と交渉することができる。供給者は、本割引に基づき修正された価格を超える買主の支払額を買主に返還するものとする。当該製品の承諾は、いかなる場合も供給者による保証の放棄したものとはみなされない。

8. 独立請負業者としての地位

供給者は独立請負業者である。契約のいかなる条項も、供給者、その従業員又は代理人と買主との間に、雇用主と従業員、委託者と代理人、パートナーシップ、合併事業、その他のいかなる信認関係も生じさせるものと解釈されない。供給者は、買主の代理人として、又は買主の代わりに、買主を代表し、いかなる方法でも買主に拘束力を及ぼす権限を有しない。

9. 補償

供給者は、買主、その関連会社及びそれらの各従業員、代理人並びに代表者を、契約の履行に関連して生じるあらゆる請求、要求、訴訟、損失、損害賠償、責任、不足、費用及び経費(訴訟費用及び弁護士費用を含む。以下「請求」という。)について、防御し、補償し、かつ免責するものとする。これには、契約の履行に関連して生じた、又はこれに関連して発生した、以下の事由に起因する、身体の傷害若しくは死亡、又は財産の損害賠償に関する請求を含むが、これらに限定されない:(i) 供給者が契約に基づき行った表明、保証又は誓約の違反、(ii) 欠陥のある製品の供給(潜在的な欠陥を有する製品を含む)、(iii) 製品又はその既知の使用法若しくはサービスに関連して、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権を含む第三者の権利の

侵害(実際の侵害又は侵害の主張を含む)(iv) 注文書の履行に起因するいかなる方法による身体傷害(死亡を含む)又は財産損害。これには、買主又は供給者の従業員による請求、又は買主の敷地内にいた人物が関与する請求が含まれる。ただし、当該傷害が買主又はその関連会社の重大な過失又は故意の不正行為のみに起因する場合は除く。(v) 契約の履行に関連し、身体傷害、死亡、財産損害、又は準拠法・規制の違反若しくはその疑いを伴ういかなる事象(あらゆる汚染損害を含むがこれに限定されない)。ただし、当該事象、流出、汚染及び関連する浄化が、買主の重大な過失又は故意の不正行為のみに起因する場合はこの限りではない。

10 保険

- 10.1 供給者は、注文書期間中及びその後も供給者が損害賠償責任を負う可能性のある関連する全ての期間において、その事業の種類に通常求められる種類及び金額の十分な保険を維持しなければならない。また、いかなる場合でも、契約又は適用法令に基づく義務から生じるあらゆる責任を合理的に十分にカバーできる保険でなければならない。上記を損なうことなく、供給者は契約に基づき提供されるサービスに関連する全てのリスク(使用者賠償責任を含むがこれに限定されない)について十分な保険を確保するものとする。また製品に関しては、供給者は自己の費用と名義で、引渡地点に至るまで当該製品を保険に付すものとする。さらに、供給者は、何らかの方法で当該保険契約の効力を害し、又は無効若しくは取消可能とする行為を行った場合、又はそのような行為を容認若しくは放置した場合、製品の損失又は損傷について責任を負う。買主の要求に応じ、かつ買主が満足する形で、供給者は上記保険契約に関する適切な保険証明書を買主に提出しなければならない。
- 10.2 合意されたインコタームズは、本条項に基づく供給者の保険義務を付加するものであり、これを免除するものではない。ただし、該当する注文書において書面で特に別段の合意がなされた場合はこの限りではない。

11. 秘密情報

- 11.1 **守秘義務:** 供給者は、その従業員に秘密保持義務を負わせるとともに、買主、その関連会社、又は第三者の事業、研究計画若しくは活動又はそれらの施設に関する技術情報、データ、情報であって、書面、口頭、観察により提供されたもの、又はいかなる注文書に基づく製品若しくはサービスから生じたもの(以下「**秘密情報**」という。)について、製品又はサービスの提供目的以外に使用せず、また第三者に開示せず、これを秘密として保持するものとする。供給者は、第三者の類似情報を、当該第三者の承諾なく買主又はその関連会社が開示しないことに同意する。準拠法により秘密情報の開示が義務付けられる場合、供給者は速やかに買主に対し、当該開示要求に関する事前書面通知を行い、買主が当該開示に異議を述べるための合理的な期間が与えられる前に開示してはならない。

- 11.2 **秘密情報の例外**: 「秘密情報」には、供給者が証明できる以下の情報は含まれない。(a) 契約に基づく開示時点で公知であり、かつ供給者が事前に開示していなかった情報、又は (b) 供給者の過失によらず公知となった情報、(c) 供給者が第三者から制限なく、かつ供給者と当該第三者間のいかなる契約にも違反することなく受領した情報。ただし、当該第三者が当該情報を直接又は間接的に買主から取得したものではない場合に限る、(d) 開示時点において供給者が既に保有していた情報であり、かつ買主に対する秘密保持義務に違反して取得されたものではない情報。
- 11.3 **限定開示**: 供給者は、秘密情報の開示を、当該情報の機密性を通知され、かつ開示前に契約に基づく供給者の義務を遵守することに同意した従業員、役員、コンサルタント、及び／又は関連会社若しくは下請業者(「許可された受領者」)に限定するものとする。また、当該許可された受領者が割り当てられた任務を遂行するために必要な範囲内でのみ、当該許可された受領者への開示が認められる。供給者は、当該許可された受領者全員による秘密情報の保全について、ここに全責任を負う。
- 11.4 **供給者の情報**: 買主は、別途書面による秘密保持契約で特に定められている場合を除き、供給者から開示された情報について守秘義務を負わない。
- 11.5 **秘密情報の返還**: 契約の完了時、又は買主の要求があった場合はいつでも、供給者は、自社又は許可された受領者が保有する秘密情報(そのすべての複製物及び要約を含む)を速やかに買主に返還し、秘密情報の一部を含むすべての媒体を破棄しなければならない。
- 11.6 **違反の結果**: 供給者は、本第 11 条の義務違反が、買主に法的に十分な救済手段がない回復不能な損害をもたらすことを認める。したがって、契約上の守秘義務の違反又は違反の恐れが生じた場合、買主は、実際に被った損害の立証を要することなく、仮処分命令、恒久的差止命令、特定履行命令、又は当該義務違反若しくは違反の恐れを防止するためのその他の適切な救済措置を請求する権利を有する。本約款に起因する訴訟又は手続(宣言的救済その他の救済を目的とするものを含む)において買主が勝訴した場合、買主は、その合理的な費用及び弁護士費用を請求する権利を有する。
- 11.7 **インサイダー取引**: 供給者は、適用される証券法で定義される買主の企業情報を秘密に保持し、当該情報を自己又は第三者の利益のために利用してはならない。
- 11.8 **データセキュリティ**: 供給者は、データセキュリティに関する買主の全ての要求事項を遵守し、買主と同等以上の厳格な予防措置を随時講じ、入手可能な秘密情報を暗号化して保持することを約束する。供給者は、買主及び供給者などの組織に対するサイバー攻撃に伴う危険性及び曝露リスクを認識し、適切に準備していることを表明する。供給者は、買主とのあらゆる電子通信において、実際に買主の代表者と通信しており、買主を装う者及び／又は買主と関連する者ではないことを確認し検証する責任を負う。供給者は、第三者が買主及び／又はその代理人を装った場合を含め、自社の情報システムへの侵入及び／又は損害について責任を負う。データセキュリティに関連する義務違反が懸念される場合、及び買主に関する情報漏洩やデータ

へのアクセス権限を超えた使用が懸念される場合(総称して「**データセキュリティ事象**」という。)、供給者は当該事象を認識した日から12時間以内に、遅滞なく買主に通知しなければならない。関連する法律の規定に加え、買主の指示に従い、供給者はデータセキュリティ事象に関連する対応、復旧、リスク最小化及び回復に必要なあらゆる措置を講じ、これら措置に起因する全ての費用を負担する。供給者は、買主の事前の書面による同意がない限り、いかなる形式でもデータセキュリティ事象に関する情報を第三者に公表しない。

いかなる法律に基づく供給者の責任を損なうことなく、供給者は、本条項への違反に起因した損害賠償、損失又は費用について責任を負い、買主を補償し、及び／又は免責する。

12 材料、文書、図面及び仕様書の所有権

12.1 **資材の所有権**: 発注に関連して買主が供給者に提供したあらゆる資材及び物品は、常に買主の所有物として残る。当該所有物は全て、供給者により買主の所有物として識別・表示され、発注目的にのみ使用され、買主の保護のために適切に保険がかけられる。供給者は、発注の規定に従い買主の所有物を利用することに関する一切の責任を負う。当該財産を買主に返還する場合、合理的な「通常の損耗」を除き、良好な状態で返還するものとする。供給者が買主の財産を損傷させ、又は返還されず、若しくは合理的な説明がなされない場合、供給者は買主にその代金を支払うものとする。財産の価値は、供給者の要求に応じて買主が提供する裏付け書類に基づき、買主が誠実に決定するものとする。供給者は当該物品について買主に書面による受領証を提出するものとする。ただし、これを怠った場合でも本規定の効力に影響はない。買主は、理由を明示することなく、いつでも供給者の施設から当該財産を撤去する権利を有する。供給者は、買主の事前の書面による同意なしに、当該財産又はその一部を第三者に売却、委託、引渡し、その他の方法で処分してはならない。

12.2 **限定ライセンス**: 供給者は、当該注文書に基づき供給者が買主に提供した全ての図面、現場記録、仕様書、ソフトウェア、その他文書及び資料(書面、音声、映像その他媒体を問わない)について、買主及びその関連会社に対し、無償で限定的な使用权を付与する。

12.3 **損失の通知**: 供給者は、買主が供給した材料、物品、文書に滅失又は損傷が生じた場合、速やかに書面で買主に通知することを約束する。

13 公表事項及び買主の商標の使用

供給者は、買主の事前の書面による承認を得ずに、買主との取引に関するプレスリリース又は発表を行い、ウェブサイトに掲載し、その他の方法で広告を行ってはならない。当該承認は、適用法令又は供給者若しくはその関連会社の株式が取引されている証券取引所の規則で要求される場合、不当に保留してはならない。供給者は、契約に基づく製品の供給に必要な場合を除き、買主の事前の書面による承

認なしに、買主又はその関連会社の名称、商号、商標を、いかなる形式の広告又は公衆向け通信においても使用してはならない。

14 監査

- 14.1 **帳簿及び記録の維持及び保存:** 供給者は、一般に認められた会計手続きに従い、製品の供給又はサービスの履行、並びに契約に基づく供給者のその他の義務に関連する文書及びデータ(書面及び電子記録、会計帳簿、通信文、計画書、覚書、領収書、関連するシステム及び管理体制の関連文書を含むがこれらに限らない)を維持し保存するものとする。
- 14.2 **監査:** 買主が契約の遵守状況を監視・検証するため、供給者は合理的な時間帯に、買主に追加費用を負担させることなく、買主の従業員及び代理人が当該関連文書・データを検査・複製し、関連する供給者従業員への聞き取り調査を行うことを許可するものとする。
- 14.3 **期間:** 本第 14 条の規定は、注文書の履行期間中及びその後少なくとも 3 年間、又は適用法令により要求されるそれ以上の期間に適用される。監査その他の方法で誤りや不備が確認された場合、供給者は速やかに是正措置を講じ、買主にその旨を通知しなければならない。

15 権利及び救済手段

- 15.1 **救済措置の累積性:** 本約款に定める買主の救済手段は累積的であり、契約又は法律に基づき買主が利用可能なその他の救済措置に追加されるものである。
- 15.2 **支払:** 契約に基づき供給者が買主に支払うべき金額は、供給者が買主に対する支払義務が発生した日から 7 日以内に買主に支払わなければならない。
- 15.3 **相殺:** 買主は、供給者に対する将来の支払金から、供給者への支払額が供給者への支払義務額を超過した場合、又は契約その他の理由により供給者が買主に支払義務を負う金額を差し引くか、相殺することができる。
- 15.4 **買主の関連会社に対する取消不能の指示:** 契約に基づき供給者が買主に対して債務を負う場合、供給者は取消不能の方法により、当該債務の支払期日において買主の関連会社から受領する権利を有する債権を買主に譲渡する。この譲渡額は、買主が関連会社に対し支払を請求した時点における供給者の買主に対する債務総額を超えてはならない。本権利義務の譲渡を行使するために追加の文書や通知は不要であり、供給者は当該債権に関する一切の請求権を買主の関連会社から免除する。
- 15.5 **遅延利息:** 供給者が買主に支払うべき金銭は、支払期日から全額支払われるまで、LIBOR に 5%を加えた年率で、月次で計算される。
- 15.6 **第三者の権利侵害請求:** 供給者は、製品又は成果物(作業成果物)の販売・使用、若しくは注文書で要求されるサービスの履行が第三者の知的財

産権侵害となる可能性があると考えられる場合、自らの費用負担で以下のいずれかを実施するものとする：(i) 買主及びその顧客に対し、当該製品又は成果物の使用継続権を取得させる、(ii) 当該製品又は成果物を、機能的に同等かつ非侵害の、実質的に同一の製品と交換する(iii) 製品又は成果物を(可能な場合)非侵害となるよう修正する。ただし、これにより買主の期待される利益が損なわれないことを条件とする。又は(iv) サービスの提供方法を非侵害の方法に変更する。又は(v) 当該製品又は成果物を撤去又は提供せず、当該製品又は成果物の全額(輸送費及び設置費を含む、該当する場合)を買主に返金する。ただし、供給者が買主に対する侵害訴訟の解決手段として上記いずれかを提案する場合、当該訴訟において供給者が防御を提供しているときは、買主は和解が確定する前にこれを承認する権利を有する。さらに、供給者は上記(ii)から(iv)に定める救済措置について、買主の事前の書面による承認を得ていることを条件とする。

16 準拠法及び紛争解決

- 16.1 **準拠法及び主権免除の放棄**: 契約の有効性、解釈及び構成、並びに当事者の権利及び義務は、抵触法の原則を参照することなく、買主の主たる事業所が所在する州又は国の法律に準拠し、それに従って解釈される。買主及び供給者は、国際物品売買契約に関する国連条約が適用されないことに合意する。
- 16.2 **内部解決**: 供給者と買主は、本約款に基づき生じ得る紛争を誠実な交渉により解決するため合理的な努力を払う。紛争解決のため、各当事者は上級代表者を指名し、相互に合意した場所で会合する。紛争は[16.3](#)の規定に従って処理される。
- 16.3 **専属裁判管轄**: 供給者と買主は、紛争発生時に買主の主たる事業所が所在する都市、州又は国の唯一かつ専属の管轄裁判所であることを認め、これに服する。
- 16.4 紛争が生じた場合、供給者は、管轄裁判所の別段の決定がない限り、製品の供給又はサービスの提供を停止してはならない。

17 その他

- 17.1 **注文書の全体性**: 各注文書及び本約款は、当該注文書に基づく製品及び／又はサービスの購入に関する供給者と買主間の契約の全体を構成し、契約の主題に関連する一切の事前交渉、表明、その他の合意(口頭・書面を問わない)に優先する。
- 17.2 **注文書の譲渡**: 供給者は、買主の事前の書面による承諾なしに、法律の規定によるかその他の方法によるかを問わず、契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡、質入れ、又は移転してはならない。買主の事前の書面による承諾なしに行われた第三者への譲渡、質入れ、及び／又は移転は、買主の選択により無効とすることができる。買主は、注文書又は契約に基

づく権利若しくは義務の全部又は一部を、その関連会社へ譲渡することができる。

- 17.3 **見出し:**本約款又は注文書の条項・項目の見出し及び小見出しは、便宜上、参照を容易にするためのみに使用されるものであり、本約款又は注文書の規定を解釈するために使用してはならない。
- 17.4 **分離可能性:**本約款又は本約款を組み込んだ注文書のいずれかの規定又は一部が、管轄権を有する裁判所により、又は適用法令の適用により無効、違法又は執行不能と判断された場合、当該規定又は本約款又は注文書の一部は削除されたものとみなされ、残りの規定は完全に効力を維持する。
- 17.5 **権利放棄:**買主が注文書の発行により製品を取得する権利、又は各注文書により成立する契約に関する権利若しくは債務不履行について、当事者が書面による場合を除き、権利放棄は効力を生じない。かかる権利放棄は、その後発生する同種又はその他の権利若しくは債務不履行の放棄とはみなされない。
- 17.6 **追加的確約:**供給者は、買主の要求に応じて、買主が本約款又は注文書の規定を実施し、又はそれらを完全に効力を生じさせるために随時必要とする一切の行為を行い、一切の文書に署名することを約束する。
- 17.7 **通知:**本約款に基づき買主又は供給者に対して要求又は許可されるすべての通知その他の連絡は、書面で行わなければならない。通知には該当する注文書番号、及び買主が提供した場合は買主の資材記号その他のコード番号を含め、電子メール、ファックス、又は郵便（書留又は配達証明付き、送料前払い）により、あるいは手渡し又はメッセンジャーにより、上記に記載された当該当事者の住所、又は当事者が上記に規定された書面により他の当事者に通知した当該当事者に関するその他の住所に送付されるものとする。本第 17.7 条に従って送付された通知は、(i) 航空便の場合、郵送後 5 日目に、(ii) 配達業者による場合、配達時に、(iii) ファクシミリ又は電子メールの場合、受信確認の電子的送信時（又は送信・受信が休業日に行われた場合、受信確認の電子的送信の翌営業日）に効力を生じる。
- 17.8 **文書の優先順位:**注文書は、本約款及び買主の技術文書その他の文書を相互に補完するものとして解釈される。ただし、矛盾が生じた場合、文書は下記の順序で解釈され、上位の文書が下位の文書に優先する：(i) 注文書の当事者が注文書発行の根拠となる特定書面契約を締結している場合、当該契約の条項が優先する。(ii) 注文書、(iii) 本約款、(iv) インコタームズの定義、(v) 注文書において参照により契約に組み込まれる、提供される製品又はサービスに関するその他の文書。ただし、当該その他の文書は技術的であり、当事者の権利又は義務を変更するものではないことを条件とする。供給者が当該注文書と、当該注文書に適用される仕様書、設計書その他の技術要件との間に曖昧さ、問題点又は不一致を認識した場合、供給者は直ちに当該事項を解決のため買主に提出するものとする。
- 17.9 **存続条項:**契約がいかなる理由で終了又は満了した場合でも、終了又は

解除前に付与された、又は発生した供給者の保証、義務又は責任は制限されない。疑義を避けるため、別段の明示的な定めがない限り、契約の終了又は満了は、その原因にかかわらず、文脈上契約の終了又は満了後も存続する意図のある権利又は義務には影響を及ぼさない。

- 17.10 **英語版**: 英語版が契約の正式版であり、他の言語への翻訳は正式版ではない。英語版と翻訳版の間で解釈に矛盾が生じた場合、英語版が優先する。

付録 I

購入する製品が特別注文製品である場合、上記の本約款に加え、以下の条件が適用される:

1. 買主が特別注文品を注文する場合、供給者は製造前に、買主が提供した仕様書(以下「設計文書」という)に基づき当該製品の設計に関する図面及びその他関連情報を買主に提出するものとする。当該図面及び情報は、関連する注文書に定められた期間内に買主に提出されるものとする。買主が設計文書について意見を有する場合、供給者と買主は協議の上、設計文書を修正し、両当事者が合意した設計文書に到達するものとする。供給者は、買主が書面で承認した設計文書に従い、特別注文品を製造するものとする。買主による設計文書の承認は、供給者が契約又は適用法令に基づく責任、保証及び賠償責任を免除するものではない。
2. 上記にかかわらず、買主は、全世界において、以下に定める知的財産権を独占的に所有するものとする。供給者は、設計文書、図面、現場記録、仕様書、ソフトウェア、その他の文書又は資料(書面、音声、映像その他媒体を問わない)並びに注文書の履行の結果として供給者により作成又は開発された知的所有権について、供給者が有する一切の権利を買主に譲渡するものとする。また、注文書の履行の結果として供給者により作成又は開発されたその他の知的所有権については、以下のいずれかに該当する場合に限り、これらは総称して「業務委託作品」とみなされるものとする。
 - (i) 当該注文書において成果物として具体的に記載されているもの
 - (ii) 当該注文書の履行のみから生じたもの
 - (iii) 買主の知的財産権又は秘密情報を含むもの供給者は、これらに関して有する著作者人格権を行使しないものとする。
3. 契約に基づく供給者の義務履行において、供給者が買主の秘密情報を使用したことに起因して、供給者が創作又は開発した発明、発見又は改良(特許、意匠、技術情報、ノウハウ、製造プロセスその他の知的財産権を含むがこれらに限定されない。以下「発明、発見又は改良」と総称する)について、供給者は次のことを行うものとする:
 - (i) 買主の秘密情報の使用に関連して、供給者又は供給者の雇用者若しくは指示下にある者が考案し、又は最初に実用化した発明、発見又は改良(特許取得の可否を問わない)を、買主に譲渡すること。
 - (ii) 買主に、かかる発明、発見又は改良の全てを速やかに、かつ買主が承諾可能な形式で開示すること。また、買主が全世界において特許権を取得し、特許出願を行うために必要な書類に、供給者の従業員が署名するよう手配すること。契約に基づく供給者の義務履行において、買主の秘密情報の使用から生じた著作物(ソフトウェア及びコンピュータプログラムを含むがこれに限定されない)が作成され

た場合、当該著作物は「業務委託著作物」とみなされる。ただし、当該著作物が「業務委託著作物」に該当しない範囲においては、供給者は、当該著作物に関する全ての著作権及び著作者人格権の権利、所有権、利益を買主に譲渡する。

4. 買主は、当該特別注文製品の製造における製造方法、設備又は材料の使用を拒否する権利を有する。買主の要求に応じて、供給者は商業的に合理的な努力をもって、特別注文製品の製造又は組立(場合により)若しくはサービスの履行を迅速化するものとする。
5. 特別注文製品に設備が含まれる場合、買主は、当該特別注文製品に関連する作業が行われている場所を含む、あらゆる場所において、当該設備の材料、工程、製造、組立及び／又は設置を検査する権利を有するが、義務ではない。
6. 製造完了後に視認できない部品を含む特別注文製品又はその構成部品の製造を完了する前に、供給者は事前に買主に通知し、買主が当該部品又はその組立方法を検査できるようにしなければならない。買主は、当該検査について供給者に合理的な事前通知を行うものとする。当該検査は、買主が指定し供給者に通知した者が実施することができる。
7. 契約の他の箇所で要求される保険に加え、供給者は最低限、製品が製造される地域の法令に基づく法定補償(労働者災害補償保険又はこれに相当するものを含む)、及び契約に基づき引き受ける包括的契約責任をカバーする一次第三者商業総合賠償責任保険を、1事故あたり最低 300 万米ドルの限度額で取得しなければならない。この一次総合賠償責任保険の限度額は、一次保険契約の形式に従う包括保険契約と合算することで満たすことができるが、一次総合賠償責任保険の限度額は、1 事故あたり 100 万米ドルを下回ってはならない。契約に基づき供給者が保有する全ての商業総合賠償責任保険契約は、買主を追加被保険者として指定するものとする。また、全ての労災保険(又はこれに相当するもの)及び雇用者賠償責任保険契約は、買主に対する代位権放棄条項(法令で認められる場合)を含むものとする。供給者が要求する保険契約は、買主が維持するその他の保険に対して、主たる保険として非分担的に適用されるものとする。供給者は、契約に定める条件を満たし、要求される補償範囲を証明する保険証券を、その保険会社より発行されたものを買主に交付するものとする。

付録Ⅱ

注文書に買主又はその関連会社が所有若しくは運営する場所で提供されるサービス(以下「オンサイトサービス」という。)が含まれる場合には、本約款に加え、以下の条件が適用される:

1. 供給者は、事前に買主に連絡先を通知するプロジェクトマネージャー(以下「プロジェクトマネージャー」という。)を任命するものとする。プロジェクトマネージャーは、買主が所有又は占有する場所(以下「現場」)におけるオンサイトサービスの履行、並びに現場に所在する供給者の全ての人員による安全、環境保護及びその他全ての適用法令の遵守について責任を負う。供給者は、買主の事前の書面による同意なしにプロジェクトマネージャーを交代させてはならない。プロジェクトマネージャーは、現場でオンサイトサービスが実施される間は常に現場にいななければならない。
2. さらに、供給者は、オンサイトサービスの実施に必要な適用法令に基づく全人員を雇用するものとする。当該人員は、適用法令で要求される全ての資格、登録、免許及び許可を有するものとする。
3. 供給者は、安全、保安及び環境保護に関する買主の全ての要求事項を、常に遵守しなければならない。また、供給者は、その役員、従業員及び供給者に代わって現地サービスを実施する者に対し、これらを遵守させるものとする。
4. 買主の要求があった場合、買主に費用負担を課すことなく、供給者は速やかに、適用法令・規制、安全・健康・環境保護に関する買主の要求事項、又は倫理規定に違反する者、若しくは適用法令・規制で禁止されていないその他の理由により買主が不適切と判断する現場サービス従事者を買主の敷地から退去させるものとする。
5. 買主が書面で明示的に同意した場合を除き、買主の業務はオンサイトサービス実施中も継続する。供給者は、オンサイトサービスの実施において、当該施設を損傷せず、また実施中に人命の危険や財産の損害を防止するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。供給者は、買主の重大な過失又は故意の不正行為に起因する場合を除き、供給者又は供給者に代わって行動する第三者の設備又は資材に生じた損害について、買主に対して一切の責任を追及しないものとする。
6. 供給者は、買主の事前の書面による同意なしに、買主の敷地又はその一部、買主の敷地内の設備・施設・プラント、又は買主の従業員を、いかなる方法でも写真撮影、動画撮影、又は録音してはならない。供給者は、その従業員、下請業者、及び供給者に代わって行動する者が、本条項の規定を遵守することを確保する責任を負う。
7. 契約の他の箇所で要求される保険に加え、供給者は最低限、製品が製造される場所又は現地サービスが提供される場所の法令に基づく法定補償(労働者災害補償保険又はこれに相当するものを含む)

を調達しなければならない。雇用者一般責任保険(1 事故あたり 50 万米ドル以上)、自動車保険(1 事故あたり 50 万米ドルの総合単一限度額)、及び契約に基づく包括的契約責任をカバーする一次第三者商業総合賠償責任保険(1 事故あたり 300 万米ドル以上)を最低限加入すること。この一次総合賠償責任保険の限度額は、一次保険契約の形式に従うアンブレラ保険契約と合算することで満たすことができるが、一次総合賠償責任保険の限度額は 1 事故あたり 100 万米ドルを下回ってはならない。契約に基づき供給者が保有する全ての自動車保険及び商業総合賠償責任保険契約は、買主を追加被保険者として指定するものとする。また、全ての労災保険(又はこれに相当するもの)及び雇用者賠償責任保険契約は、買主に対する代位求償権の放棄(法律で認められる場合)を含めるものとする。供給者が要求する保険契約は、買主が維持するその他の保険に対して、主たる保険として非分担的に適用されるものとする。供給者は、契約に定める条件を満たし、要求される補償範囲を証明する保険証券を保険会社より発行させ、これを買主に交付するものとする。

8. 供給者は、現地サービス実施にあたり、当該サービス実施場所において作業又は監督を行う他の請負業者、供給者、及び買主の代理人として行動する者らと協力することに同意する。
9. 買主が供給者の重大な契約違反を理由に注文書を取消した場合、買主は供給者が所有し買主の敷地内に所在するあらゆる設備、資材及び／又は財産に対して留置権を有する。買主は、現地サービスの完了時、又は買主の損害賠償が弁済されるまで、当該留置権を行使し、当該物件を使用することができる。当該損害賠償が、買主が供給者に対して請求書を発行してから三十(30)日以内に買主に支払われない場合、買主は当該設備、資材及び／又は財産の全部又は一部を売却することにより、留置権を行使する選択肢を有する。